平成30年度

決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書

大田原市監査委員

大 監 第2 1号 令和元年8月22日

大田原市長 津久井 富 雄 様

大田原市監査委員 三浦 宏

同 花塚信義

同 藤田紀夫

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する 審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和元7月10日付け大財第28号により審査に付された平成30年度決算に係る健全化 判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出 します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された平成30年度大田原市における財政の健全化判断比率及 び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか どうかを主眼とし、計数の確認を行い実施した。

第2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された平成30年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率 及び資金不足比率	平成30年度 決算に係る比率	早期健全化基準 又は経営健全化 基準	備考	
			平成29年度 決算に係る比率	平成28年度 決算に係る比率
1 実質赤字比率	_	12.55	_	_
2 連結実質赤字比率	_	17. 55	_	_
3 実質公債費比率	7. 9	25.0	8. 6	9. 4
4 将来負担比率	58. 2	350.0	51.1	49.6
5 資金不足比率				
(1) 水道事業	_	20.0	_	_
(2) 下水道事業	<u>—</u>	20.0	<u>—</u>	
(3) 農業集落排水事業		20.0		

(注:「一」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は7.9%で前年度より0.7ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は58.2%で前年度より7.1ポイント上昇したが、早期 健全化基準の350.0%を下回っている。 オ 水道事業に係る資金不足比率について

平成30年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

平成30年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 農業集落排水事業に係る資金不足比率について

平成30年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

(4)要望事項

本市の平成30年度決算に係る財政の健全化判断比率については、地方公共団体の財政の 健全化に関する法律に規定する健全化判断基準を相当程度下回っている。しかしながら、他 団体と比べると比率は高い状況にあり、中期財政計画の取り組みを着実に実行し、健全で持 続可能な財政運営に努められたい。